

京都市図書館条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第 74 号）
（教育委員会事務局生涯学習部）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により図書館法の一部が改正され、図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めることができるようになったことに伴い、当該基準を定めることとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市図書館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 74 号

京都市図書館条例の一部を改正する条例

京都市図書館条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)